# information

のとおりです。 正されました。主な改正点は次

# ■融資制度の新設

財務向上サポー ト資金 小企業の財務改善をサポート

自立化を図ります。

のいずれかの設備投資を行うこ 財務内容が弱く、次の

S

まれる小企業 とにより、収益性の向上が見込 合理化 生産能力拡大 販売

2 能力拡大 貸付限度/1, 500万円

貸付期間/ 設備資金10年以内 (特に 必要な場合は15年)

3

# 融資制度が改正されました

国民金融公庫の融資制度が改

# 国民金融公庫小樽支店 TEL 0 1 3 4 - 23 - 1 1 6 7 山菜採りによる事故に

名が行方不明のままという痛ま ~7月に9件の山菜採りによる しょう。 す。次のことを心がけ行動しま しい事態となりました。 行方不明発生の通報があり、 慣れた場所でも油断は禁物で 後志支庁管内では、昨年6月 1

# 【山菜採り5か条】

行き先や帰宅時間を家族に

ら」では、万一の場合に捜索が 「自分だけの秘密の場所だか

運転資金5年以内 (特に 必要な場合は7年以内)

|融資制度の改正

2

る融資」 「第三者保証人等を不要とす の貸付対象要件の緩和

証人や担保がなくてもご融資 最近の業績などから第三者保 税務申告を2期以上行ってい 所得税等を完納していること

大切です。

【問い合わせ先】

できると認められること

救助隊やヘリコプター から発見 もって行くとなお良いでしょう。 されやすくなります。 発煙筒を 立ちます。万が一の場合には、 白や黄色、蛍光色の服装が目

注意しましょう!

なるあめ玉やチョコレート、ビ 知らせるのに役立ち、非常食と スケットなどを持って行きまし る物は、 熊除けや自分の位置を

5

やみに歩き回らずに、雨、 迷ってしまった場合には、 風や む

帰宅時間等は必ず家族等に知ら 遅れることになります。行き先、 せてから出かけましょう。

分に行い、互いに決めごとを確 認しあいましょう。 同伴者と入山前に打合せを十 上で声を掛け合い、位置を確認

互いの位置を確認しあうことが えず、同伴者と声を掛け合いお を求めることもできません。た 万が一迷ったら1人では救助

服装は目立つ色で

鈴や笛、ラジオなどの音の出

た行動 迷ったときには、落ち着い

単独での入山を避け、2人以 の助けを待ちましょう。 夜露にあたらない場所で救助隊 ※遭難者の「捜索費用負担 制度についてご理解を

遭難対策に関する実施要綱を制 止効果を図ることを目的とした 定しました。また要綱では、遭 積丹町では昨年8月に遭難抑

ととしております。 実費等)を負担していただくこ 難した場合における捜索要請者 からの依頼に基づいた救助活動 に係る費用(消耗品・食料費の

らせをお願いします。 人・友人などへも同制度のお知 ついてご理解いただき、また知 「捜索費用負担」制度導入に 役場総務課

# 自衛官 (2 士) 募集

のための鈴やラジオを携行

携帯電話や非常食、熊除け

います。 ◆身分/特別職国家公務員 2等陸・海・空士を募集して

憲法記念日

◆試験日/受付時にお知らせし ◆応募資格/18歳以上27歳未満

小樽募集事務所 自衛隊札幌地方連絡部 【問い合わせ先】 TEL 0 1 3 4 - 22 - 5 5 2 1

○5月3日(水)

# 平成18年度 ゴールデンウィーク休日当番歯科医院

診療時間 午前9時~12時

	27 /3/ C 31—3	1 13 3 4 3	
月日	医院名	住 所	電話番号
5月3日	荒木歯科医院	余市町黒川町2-207	22-6200
5月4日	仁木歯科クリニック	仁木町北町1-49	32-2237
5月5日	いとう歯科医院	余市町大川町14·5 太陽ハイツ1階	22-1001

## ○7月~8月 毎週水曜日

休まず営業いたします。

岬の湯心ゃこたん」臨時営業

皆様のご来館を心よりお待ち おります。

岬の湯しゃこたん ℡**47**−2050】

# 平成18年4月1日から 児童手当制度が拡充

小学校6年生まで 支給対象が拡大

#### ◆拡充の内容

支給対象年齢が、これまでの小学校3年生(9歳到達後最初の年度末)までから、小学校6年生(12歳到達後最初の年度末)までに拡大され、併せて、所得制限が引き上げられます。

## ◆新たに児童手当を受けられる児童の保護者の皆様へ

市区町村の担当窓口(公務員の方は勤務先)で、認定請求の手続きが必要となります。 なお、改正に伴う新規請求は、平成18年9月30日まで受け付けたものに限り、特例的に4月1日(または支給要件に該当した日)にさかのぼって支給されます。

平成18年度に小学校5年生または6年生の児童がいる保護者の皆様 (平成6年4月2日~平成8年4月1日生まれ)

これまで、児童手当を受給していない保護者の方

認定請求

児童手当を受給していた保護者の方

額改定認定請求

の手続きが必要となります。



#### ■認定請求書に必要な書類

- ・健康保険被保険者証等の写し(申請者が厚生年金等加入者の場合)
- ・所得証明書(当該市町村にその年の1月1日に住所がなかった場合)など

【問い合わせ先】 役場住民福祉課(IL44-2111 内線283)

# **◆◆◆◆◆** 年金制度が変わります ◆◆◆◆◆

平成18年4月からの主な変更点

# 【国民年金】

○保険料が引き上げられます

平成18年4月~平成19年3月まで 月額 1 3,8 6 0円(月280円増) 国民年金保険料は、平成29年度まで毎年度月額280円引き上げられ最終的には、月額16,900円となる予定です。

これは、年金を支える力と給付のバランスを取るためです。

## 【年金給付関係】

○年金額が引き下げられます

平成17年の年平均の全国消費者物価指数が、対前年マイナス0.3%であったため、平成18年度の年金額は、前年度より0.3%少ない額となります。

平成18年4月から新しい年金額となりますので、6月の定期支払(4月及び5月分)から年金額が変更となります。

○障害基礎年金と老齢厚生年金等を併せて受給ができるようになります

障害を持ちながら働いたことが評価される仕組みとして、平成18年度から65歳以上の方は、障害基礎年金については、老齢厚生年金や遺族厚生年金などの年金との組み合わせにより併せて受給(併給)することができるようになります。なお、併給を申請される場合は選択申出書を提出していただく必要があります。

【問い合わせ先】役場住民福祉課(IL44-2111 内線283)

# 議会ニュース

3月10日に開会された第1回定例町議会は、会期を3月24日金から27日(月)まで延長し同日閉会しました。

最終日の3月27日には、議員発議(1件) とそれに係る修正動議(1件)が提案され ました。

その審議された案件については、次のとおりです。

#### 発議第1号

積丹町に助役を置かない条例の制定について (提出者)田村雄一議員

(賛成者)佐藤盛男議員

地方自治法第161条第2項ただし書の 規定に基づき積丹町に助役を置かない。 施行期日 公布の日から10日を経過し た日から施行する。

(否 決)

#### 発議第1号に係る修正動議

積丹町に助役を置かない条例に対する修正案 (発議者)中村晃議員・大橋正雄議員

発議第1号の条例施行期日を「平成20 年7月1日から施行」に改める。

(否決)

# ▶無料「特設人権・困りごと相談所」開設◀

小樽人権擁護委員協議会では、「特設人権・困りごと相談所」を下記のとおり開設します。

人権問題、結婚・離婚・夫婦・親子等の問題、不動産・ 金銭のトラブル、うわさ・暴言によるいやがらせ、雇用・ 解雇・給与等の問題、児童・生徒のいじめ・体罰の問題、 差別問題、その他日常生活の中の様々な問題でお困りの方 は、お気軽にご相談ください。

日 時(平成18年)	場所
6月1日休午前10時~午後3時	小樽市役所分庁舎(色内)
6月1日休午前10時~午後3時	古平町文化会館
6月13日火午前10時~12時	余市町中央公民館
8月24日休午前10時~午後3時	赤井川村コミュニティセンター
9月12日火午前10時~午後3時	余市町中央公民館
9月24日(日)午前10時~午後3時	積丹町農林漁業者センター
12月7日休午前10時~午後3時	小樽市役所分庁舎(色内)
12月8日金午前10時~午後3時	仁木町役場
12月12日火午前10時~12時	余市町中央公民館
平成19年 3月13日火午前10時~12時	余市町中央公民館
いきいき女性生活相談 平成18年5月19日金・20日生 午前10時〜午後3時	小樽市産業会館 杜のひろば

【問い合わせ先】札幌法務局小樽支局(TEL 0134-23-3012)

# 農薬等の残留に基準値設定 ポジティブリスト制度が 5月29日からスタートします

# 1. ポジティブリスト制度とは

食品衛生法の改正に伴うもので、食品への農薬等の残留を原則禁止し、使用が認められる農薬等の残留 基準を一覧表(リスト)に示すものです。

なお、残留基準が定められている農薬等の種類は、281から約800に増加します。

# 2. 制度が開始されると

これまで

特に規制はありません。



基準が設定 されていない 農薬の検出



### 平成18年5月から

0.01ppm(一律基準)を超えた場合は、 農産物の出荷はできません。

# 3. 制度導入に伴う注意点

制度導入前後で農薬の使用方法が変わるものではありません。

しかし、農薬の散布にあたって、飛散は避けられないものでありますが、飛散により周辺の作物から基準が設定されていない農薬が一律基準を超えて検出されると、食品衛生法違反となり、出荷停止や回収及び流通が規制されることがあります。

また、農薬散布者の責任により、これら基準値を超えて農産物から残留農薬が検出された場合、損害費用負担等の対象となることもありますので注意が必要です。

【問い合わせ先】 積丹町役場農林課(旧44-2111)・JA新おたる積丹支所(旧44-2211)